

# 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業

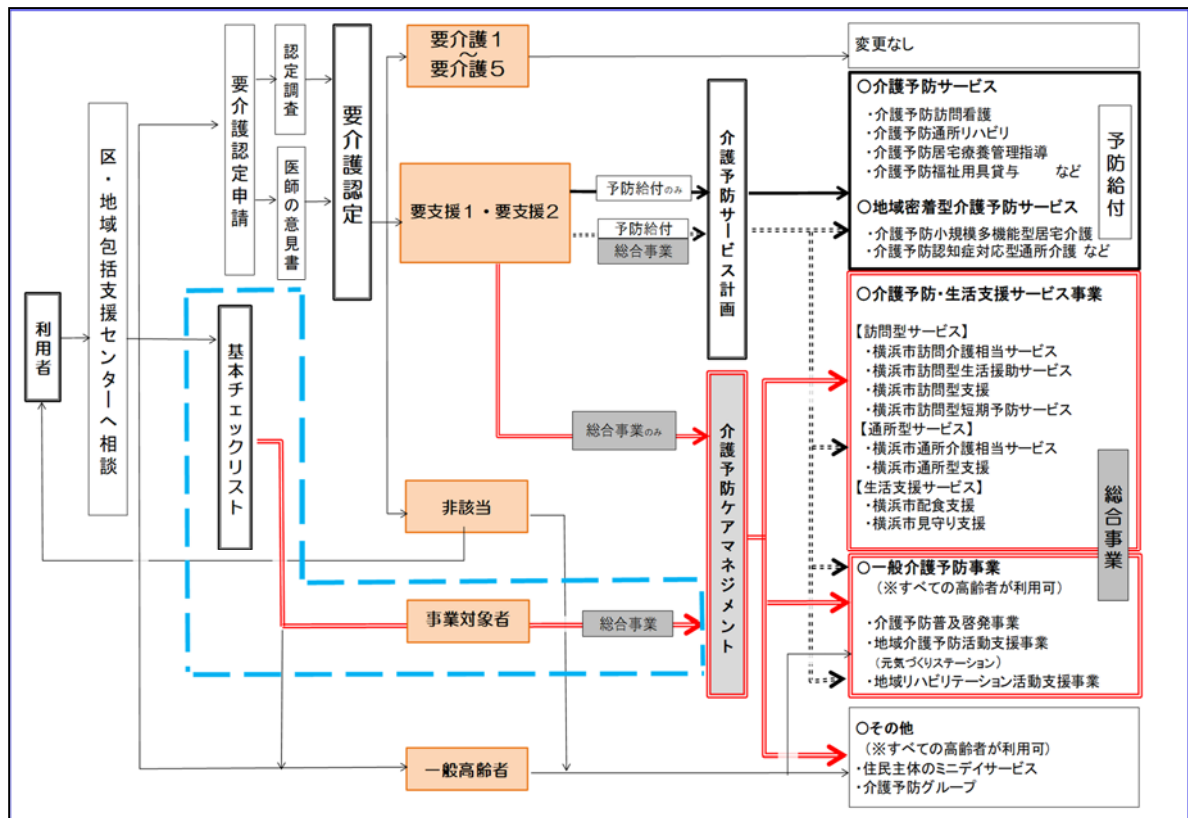
## 1 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

横浜市の「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業）についての実施状況は、以下の通りです。

### 【実施状況一覧】

『総合事業の構成例』における類型		横浜市のサービス名称	本市での実施時期	本市での考え方
訪問型サービス	①訪問介護 (旧介護予防訪問介護に相当するサービス)	横浜市訪問介護相当サービス	28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	横浜市訪問型生活援助サービス	28年10月開始	介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行えるようにします。これにより、介護人材のすそ野を広げます。
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市訪問型支援)	29年10月開始	住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して提供する生活援助等の支援。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	横浜市訪問型短期予防サービス	28年1月開始	早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が3～6か月の短期間で集中的に実施するサービスです。区福祉保健センターの嘱託看護師、保健師が直営で実施し、本人の状態像にあった適切な支援及び地域資源へのつなぎを行うことで、社会参加、要支援状態からの自立の促進及び重度化予防を目指します。
通所型サービス	①通所介護 (旧介護予防通所介護に相当するサービス)	横浜市通所介護相当サービス	28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。
	②通所型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市通所型支援)	29年10月開始	住民主体のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する支援。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
その他生活支援サービス	①栄養改善を目的とした配食	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市配食支援)	29年10月開始	<b>【横浜市配食支援】</b> 住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供する支援。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。  <b>【横浜市見守り支援】</b> 住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供する支援。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	②住民ボランティア等が行う見守り	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市見守り支援)		
	③訪問型サービス、通所型サービスに準ずる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)	-		

## 【参考】利用手続



## 2 介護予防ケアマネジメント

本市が実施する介護予防ケアマネジメントの類型は、以下のとおりです。

### ○ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

- ・指定事業者によるサービス及び横浜市訪問型短期予防サービスを利用する場合等に実施

### ○ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

- ・一般介護予防事業及び横浜市介護予防・日常生活支援サービス補助事業（サービスB）を利用する場合等に実施

## 3 横浜市訪問型生活援助サービスの標準テキスト

横浜市訪問型生活援助サービスの一定の研修については、採用後に「各事業所で研修を行う」又は「他の事業者等が行う講義を受講させる」のいずれかの方法で実施していただいているところです。

本市が示す横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストは、本市ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

※横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストは、以下のURLに掲載しています

- ◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>介護予防・生活支援サービス事業>横浜市訪問型生活援助サービス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicejigyou/service-a.html>

#### 4 平成31年4月提供分以降のサービスコード

平成31年3月31日を以って「サービス提供責任者体制の減算」が廃止されたことに伴い、本市においても対象となるサービスコードを廃止しました。

※サービスコード表は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。

◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護  
>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>  
サービスコード表・単位数表マスタ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicecode.html>

#### 5 令和元年10月提供分以降のサービスの単価

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者によるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱において、国が定める額を上限として、市町村が定めることとされています。

今般、介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、令和元年10月1日以降の総合事業の単価について、「国が定める単価」の改正が示されました。本市では、この考え方を基本として、総合事業の単価改正を行う予定です。

##### (1) 施行時期（予定）

令和元年10月1日

##### (2) 基本報酬・加算等

国が示した内容を基に、単価改正を行う予定です。

<参考：「介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価」（「地域支援事業の実施について」の一部改正について（平成31年度4月26日 老発0426第5号 厚生労働省老健局長通知）から抜粋）>

##### ア 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）

改定前（9月末まで）	改定後（10月1日以降）
イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,168単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）	イ 訪問型サービス費Ⅰ <u>1,172</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）
ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）	ロ 訪問型サービス費Ⅱ <u>2,342</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）
ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）	ハ 訪問型サービス費Ⅲ <u>3,715</u> 単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）
ニ 訪問型サービス費Ⅳ 266単位	ニ 訪問型サービス費Ⅳ <u>267</u> 単位

<p>(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p> <p>ホ 訪問型サービス費V <u>270</u>単位 (事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>ヘ 訪問型サービス費VI <u>285</u>単位 (事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合)</p> <p>ト 訪問型サービス費(短時間サービス) <u>165</u>単位 (事業対象者・要支援1・2 1回につき主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能)</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p> <p>ホ 訪問型サービス費V <u>271</u>単位 (事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>ヘ 訪問型サービス費VI <u>286</u>単位 (事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合)</p> <p>ト 訪問型サービス費(短時間サービス) <u>166</u>単位 (事業対象者・要支援1・2 1回につき主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能)</p> <p>(省略)</p> <p><u>ル 介護職員等特定処遇改善加算</u>  <u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)</u>  <u>+ 所定単位 × 63 / 1000</u>  <u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)</u>  <u>+ 所定単位 × 42 / 1000</u></p>
--	---

イ 通所介護事業者の従事者によるサービス費 (通所介護従前相当サービス費)

改定前 (9月末まで)	改定後 (10月1日以降)
<p>イ 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 <u>1,647</u>単位 (1月につき)</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 <u>3,377</u>単位 (1月につき)</p> <p>(3) 事業対象者・要支援1 <u>378</u>単位 (1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p> <p>(4) 事業対象者・要支援2 <u>389</u>単位 (1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>イ 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 <u>1,655</u>単位 (1月につき)</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 <u>3,393</u>単位 (1月につき)</p> <p>(3) 事業対象者・要支援1 <u>380</u>単位 (1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p> <p>(4) 事業対象者・要支援2 <u>391</u>単位 (1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>(省略)</p> <p><u>フ 介護職員等特定処遇改善加算</u>  <u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)</u>  <u>+ 所定単位 × 12 / 1000</u>  <u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)</u>  <u>+ 所定単位 × 10 / 1000</u></p>

ウ 介護予防ケアマネジメント費

改定前（9月末まで）	改定後（10月1日以降）
イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位（1月につき）	イ 介護予防ケアマネジメント費 <u>431</u> 単位（1月につき）

※その他、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。

- ◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/>

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおける 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (サービスB)の利用促進について

## 1 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)の概要

「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)」は、1ページの横浜市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のうち、有償・無償のボランティア等により、要支援者等※を中心とした利用者に対して、居宅への訪問による生活援助、定期的な利用が可能な通いの場の提供、栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認等の見守りなど、住民主体による支援を行うものです。給付ではなく、補助により実施しています。

※ 要支援者等：要支援1・2の要介護認定がある方及び要支援相当で基本チェックリストを活用して事業の対象となった方(事業対象者)で、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメント等でサービスBの活動が、ケアプランに位置づけられた方のこと

横浜市では平成29年10月から事業を開始し、現在、46団体(特定非営利活動法人：23件、任意団体：8件、株式会社：6件、消費生活協同組合：5件、一般社団法人：3件、社会福祉法人：1件)、51件(通所型支援：38件、訪問型支援：4件、配食支援：5件、見守り支援：4件)の活動に対し補助金を交付し、住民相互の支え合いの促進や高齢者の介護予防・生活支援を進めています。

## 2 依頼事項

総合事業の趣旨やサービスBの魅力・特長についてご理解いただき、要支援1・要支援2の方、事業対象者等の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを検討する際に、サービスBとして実施している活動を積極的にケアプランへ位置づけるなど、より一層の利用促進を図っていただくよう、ご協力をお願いします。

## 3 サービスBの魅力・特長(一例)

- (1) 活動の内容は、団体と区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の専門職とが相談の上で検討・実施しており、要支援者の利用に配慮された内容になっている。
- (2) 利用者間で顔見知り近所ができ、普段から見守ってもらえる安心感がある。
- (3) 専門職が把握しきれない潜在的な要支援者を早期に発見し、地域包括支援センターなどへの相談に繋いでくれる。
- (4) 常設のコミュニティカフェ等を実施し、おしゃれな空間の中で過ごせる場所もある。
- (5) 誰もが活躍でき自分の居場所が見つけられる。
- (6) 虚弱な方も元気な方と一緒に参加できる。体力が向上する。
- (7) こどもから大人まで参加でき多世代交流ができる場所もある。
- (8) 介護保険の利用枠以上にサービスが必要な方にご案内できる。



港北区NPO法人街カフェ大倉山ミエール



#### 4 事例紹介 ～介護保険の利用枠以上にサービスが必要な方に案内し状態が改善～

【活動団体名】泉区 NPO 法人宮ノマエストロ (宮ノ前テラス)

【介護予防に資するプログラム】火曜日 (13:00～16:00)、日曜日 (10:00～13:00)

回想法、健康体操、歌、シニアヨガ、脳トレ、健康講和、野菜の栽培・収穫、多世代交流等

88歳で夫を亡くした女性 A さん。ずっと気持ちがふさぎ込んでおり、家に引きこもり早く夫の後を追って死んでしまいたいと話していました。家族も心配していましたが、一緒に住むことはできず、どうしたら良いか家族会議まで開きました。



そんな時、担当のケアマネジャーさんから、「デイサービスの他に、(横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業の)宮ノ前テラスに行ってみてはどうですか?」と案内され、**週1回通うことをケアプランに位置づけてもらい**、宮ノ前テラスに通うようになりました。宮ノ前テラスの介護予防に資するプログラムの日(活動日)が日曜日ということもあり、最初は、娘さんも一緒に参加し始めました。宮ノ前テラスでは、回想法を使って昔の話を思い出しながら、自分の体験を話します。ふさぎこんでいた A さんも、参加者と話をする中で新しく知り合いができたり、A さんの特技が裁縫だと知ったメンバーから、次回以降のプログラムで裁縫をみんなに教えてほしいと言われるなど、**「誰かの役にたつ」経験**をすることで**生きがいを**みつけ、**自信を取り戻し、とても元気になっていきました。**



#### 【利用者家族(娘さん)の話】

- デイサービスは週1回しか通えないけれど、ここなら、こどもからお年寄りまで、いつでも参加でき、家族も一緒に参加できて楽しく過ごせる。
- 顔見知りができ、家族が仕事で一緒に行けない日も一人で通う等、母の**居場所**ができた。今では見違えるように**前向きに元気になり**、得意な裁縫を活かして、地域の方に教える講座をボランティアさんと一緒に企画する等、**活躍の場**を見つけた。本当にありがたい。
- 宮ノ前テラスで拠点が始まったことは、以前から知っていたけれど、**ケアマネジャーからの後押しがあり、行ってみようという気持ちになった。**
- こういった取組みを広げてほしい。また、**ケアマネジャーから自分達のように困っている人に案内してもらえ**るような**広報は**とても大切だと思う。



#### ポイント

- ケアマネジャーの勧めにより、給付によるサービスに加え、住民主体の支援を組み合わせることで、より本人の意欲や生きがいに繋がる結果となった。

## 5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの留意点

### (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの類型

要支援者等が、アセスメントの結果、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービス B）だけを利用する場合は、「介護予防ケアマネジメント C（初回のみケアマネジメント）」。他の総合事業のサービスと組み合わせる場合は、「介護予防ケアマネジメント A」。予防給付＋総合事業のサービスを組み合わせる場合は、「介護予防支援」を実施。

【平成 30 年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント指針（第 4 版）】 P9 より抜粋

図表 2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント類型別の利用できるサービス

	予防給付	総合事業			対象者	委託
		介護予防・生活支援サービス	一般介護 予防事業	その他		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防福祉用具貸与 など</li> <li>介護予防訪問看護</li> <li>介護予防短期入所介護</li> <li>介護予防通所リハビリ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市訪問型生活援助サービス</li> <li>横浜市訪問型生活支援サービス</li> <li>横浜市訪問型介護相当サービス</li> <li>横浜市通所介護相当サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市見守り支援</li> <li>横浜市配食支援</li> <li>横浜市訪問型支援</li> <li>横浜市通所型支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元気づくりステーション等の一般介護予防事業など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフォーマルサービス（民間・NPO、ボランティア等）、</li> <li>中途障害者活動支援センターなど</li> </ul>	
	①	②				
介護予防支援	○	○	○	○	○	要支援者 可
	① と同時に利用する場合					
介護予防ケアマネジメント	A	×	○	○	○	要支援者 可
		② と同時に利用する場合				
C	×	×	○	○	○	要支援者 不可



(2) 介護予防サービス支援計画書の書き方 (例)

介護予防サービス支援計画書 (ケアマネジメントA) の場合

介護予防サービス・支援計画書						(ケアマネジメント結果等記録表)						
氏名 _____ 性別 (男・女) _____ 誕生年月日 年 月 日 誕生の有効期間 年 月 日 利用者氏名 _____ 委託の項目: 訪問介護事業表: _____ 訪問介護 (事業) 日 年 月 日 (訪問介護日 年 月 日) _____ 担当地域包括 _____ 目標とする生活 _____						1年 _____						
アセスメント領域と現在の状況 運動・移動について	本人・家族の意向・意向	領域における課題 (背景・課題)	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向 本人・家族	目標 _____	支援計画 _____	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス (民間サービス)	介護保険サービス又は地域支援事業 (総合事業のサービス)	サービス種別	事業所 (利用先)	期間
日常生活 (康復生活) について												
職業学習、対人関係・コミュニケーション について												
健康増進について												
目標達成について (口上・訪問記録表、記録結果、観察結果等を踏まえた留意点) _____						【本実行ラベキ支援が実現する 実効な支援の実現に向けた】 _____						
基本チェックリストの (該当した項目) / (該当項目) を記入して下さい。 _____						【重要】 _____						
地域支援事業の留意点は必要事項プログラムの枠内の枠内に記入してください。 _____						【確認】 _____						
予防計画または地域支援事業 _____						詳細に関する留意点 (上記枠内) について、記載いたします。 _____						
40						41						

【拡大】 記載例

支援計画				
本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス (民間サービス)	介護保険サービス又は地域支援事業 (総合事業のサービス)	サービス種別	事業所 (利用先)	期間
	地域のサロンに通うことで、外出の機会を確保し、近所との繋がりをつくったり、介護予防に資するプログラム (脳トレ・歌など) に参加する (週1日程度)	横浜市通所型支援	サービスBの活動団体名 (サロン名称)	
	話し相手・見守り・ごみ出し等、生活支援等を通じて、在宅生活を見守る (週1日程度)	横浜市訪問型支援 横浜市見守り支援	サービスBの活動団体名 (活動名称)	

※介護予防ケアマネジメント C の場合の記載も同様です。  
 ※介護予防ケアマネジメント C の場合、「GoGo 健康! いきいきプラン」という様式を活用することもできます。

(3) 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (サービス B) の利用に関しては、給付管理票への記載は必要ありません。

※(2)のとおり介護予防サービス支援計画書への記載が必要です。

※介護予防ケアマネジメント C は、初回のみでのケアマネジメントです。介護予防ケアマネジメント費の請求も初回のみとなります (430 単位)

※介護予防ケアマネジメント C の場合、モニタリングは必須としませんが、利用者の状態の変化時等に、適宜、運営主体等と連携し、利用者の情報が共有されるような仕組みを構築する等、利用者の変化に早期に対応できるような団体と関係者の体制づくりをお願いしています。

## 6 利用料について

補助の対象となる活動は、事業実施団体（活動・サービスの提供者）により自主的に実施される為、利用料も、補助事業実施団体が定めています。利用者は、事業実施団体に対して、直接、定められた利用料を支払います。

なお、利用にあつての申込書類等は、各事業実施団体が個々に定めているため、詳細は、各事業実施団体にお問合せください。

## 7 参考資料

### (1) 補助対象事業

国の類型	横浜市のサービス名称	事業概要
住民主体による支援（サービスB）	<b>①横浜市訪問型</b> 支援 	住民主体のボランティア等が、 <u>要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週1回以上）して生活援助等を行います。</u> 一定の基準を満たす活動団体に、補助金を交付します。 <b>【例】</b> 買物支援、調理、ごみ出し等の生活支援
	<b>②横浜市通所型</b> 支援 	住民主体のボランティア等が、 <u>要支援者等を中心とした利用者に、定期的に（週1回以上かつ概ね3時間以上）高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供します。</u> 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 <b>【例】</b> 体操教室や、交流サロン（介護予防に資するプログラムを実施）
その他の生活支援サービス	<b>③横浜市配食</b> 支援 	住民主体のボランティア等が、 <u>要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週1回以上）し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供します。</u> 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 <b>【例】</b> 栄養バランスのとれた食事の提供
	<b>④横浜市見守り</b> 支援 	住民主体のボランティア等が、 <u>要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問し、見守りのサービスを提供します。</u> 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 <b>【例】</b> 定期的な訪問による見守り

### (2) 補助金交付要件 ※要支援者等への支援の提供回数や受入人数により異なる。

#### ア 補助金額（横浜市通所型支援）

<b>①</b> 1回当たりの利用者数 20人以上 （うち要支援者等 10人以上） <b>【補助限度額】</b> 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 240万円/年	<b>②</b> 1回当たりの利用者数 10人以上 （うち要支援者等 5人以上） <b>【補助限度額】</b> 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 120万円/年	<b>③</b> 1回当たりの利用者数 5人以上 （うち要支援者等 5人以上） <b>【補助限度額】</b> 活動費等 60万円/年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●一定の規模で活動を行っていて、かつ一つの場所で、常時（週5日以上かつ1日5時間以上）要支援者等が参加することのできる住民が集う居場所を運営している場合には拠点家賃を補助</li> <li>●補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、地域の団体と協力関係にある社会福祉法人等が不動産を借り手、地域の団体が住民主体の活動を行う場合には、団体に規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。</li> </ul>

イ 補助金額（横浜市訪問型支援、横浜市配食支援、横浜市見守り支援）

支援の提供回数： 240 回以上  
 【補助限度額】活動費等 60 万円/年  
 （例えば、5 人の利用者につき 4 回の支援を 12 ヶ月提供すると 240 回になります。）

(3) 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービス B） 交付団体一覧  
 （平成 31 年 4 月 1 日現在）

事業実施区	No.	補助開始	団体種別	団体名	活動名	区分	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
鶴見	1	30年4月	任意団体	たすけあいエプロン	ホームヘルプ	訪問型支援	・生活援助 等	鶴見区内とその周辺
	2	30年10月	株式会社	一般社団法人ヒューメディカ	うしおだチャレンジ	通所型支援	・介護予防(生活機能評価、運動、料理、金銭管理、歌、オセロ、麻雀、朗読、書道、折り紙、キーホルダーづくり等)	鶴見区周辺
	3	31年4月	任意団体	防災福祉地域貢献事業	へいあん美鈴サロン	通所型支援	・介護予防(体操、脳トレ、手芸、オセロ、歌声サロン等) ・食事(昼食)	鶴見区内とその周辺(対象は、町内会館まで自力で来られる方に限る)
神奈川	4	30年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ヘルスケアデザイン研究所	おとひめの台所	通所型支援	・会食 ・介護予防(料理作り、買い物、運動、脳トレ等)	神奈川区 入江1～2丁目、大口通、大口仲町、神之木台、神之木町、子安台1～2丁目、子安通、新子安1～2丁目、七島町、松見町1～4丁目
	5	29年10月	任意団体	輝楽理庵	キッチンデイ「ふら～つとホーム」	通所型支援	・介護予防(体操機能訓練、プログラム※、嚥下体操) 等 ※針を使わないものづくり、座って太極拳、歌などを週替わりで実施 ・会食(昼食)	神之木町、西寺尾及び隣接町内 ※ご自身で来所できる方で有れば、参加は相談に応じます。
	6	31年4月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人神奈川ワーカーズ・コレクティブ協会	デイサロンぼこ	通所型支援	・介護予防(調理(月1回)、健康(コグニサイズ、シナプロソロジーなど)、趣味(俳句、川柳、トランプ、UNO、百人一首、編み物など) ・食事(昼食)	神奈川区三ツ沢連合エリア、青木第一地区連合エリア、青木第二地区連合エリア
	7	31年4月	消費生活協同組合	神奈川食事サービスワーカーズコレクティブ「ぼてと」	神奈川食事サービスW.OOぼてと配食支援サービス	配食支援	・配食支援、見守り	神奈川区全域
西	8	30年4月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあいぐっぴい	多世代交流サロン「ばあばの家あさだ」	通所型支援	・会食 ・介護予防(健康体操、健康麻雀、手芸教室)	藤棚町、境之谷、西戸部町の一部、霞ヶ丘
南	9	30年10月	任意団体	おもいやり隊	買ってくるね	訪問型支援	・買い物支援(買い物代行等) ・生活援助 ・見守り	原則として、中村地域ケアプラザ圏域にお住まいの方
	10	30年10月	株式会社	株式会社コンパス	1/f ゆらぎサロン	通所型支援	・会食 ・介護予防(介護予防体操、脳トレ、音楽芸術鑑賞、健康講座等)	原則 大岡地域ケアプラザ圏域の方
	11	31年4月	株式会社	株式会社太陽住建	おひさま健康会	通所型支援	・介護予防(軽運動、口腔体操、イキイキ講座) ・昼食や茶話会	南区周辺
港南	12	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	日限山ハイツ活動(こぶし) ※通称たまり場「こぶし」	通所型支援	・会食 ・介護予防(食事作り、手芸、健康麻雀、脳トレ、男の料理、パソコン) 等	横浜市港南区、戸塚区
	13	30年10月	株式会社	株式会社イータウン	こもればカフェ	通所型支援	・介護予防(歌、麻雀、囲碁、将棋、体操、ハンドメイドのワークショップ、書道、まち歩き等)	港南区、栄区、磯子区
	14	30年10月	任意団体	さわやか港南	在宅支援サービス「さわやか港南」	見守り支援	・見守り ・生活援助 等	港南区及び隣接地域
	15	31年4月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人港南たすけあい心	仲間を作って介護予防	通所型支援	・介護予防(体操、オレンジカフェ、絵画、介護相談、健康麻雀、書道など) ・昼食や茶話会	港南区周辺

事業実施区	No.	補助開始	団体種別	団体名	活動名	区分	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
保土ヶ谷	16	30年1月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人新桜ヶ丘パートナー	コミュニティサロン「まどか」	通所型支援	・会食 ・介護予防(カラオケ、麻雀、書道、絵手紙、イス体操)等	今井地域ケアプラザエリア(周辺地域も相談可)
	17	31年4月	株式会社	株式会社GEN	動ing Village	通所型支援	・介護予防(麻雀教室、ネイルサロン、リフレッシュヨガ、転倒予防教室、日常生活動作訓練教室)	横浜市保土ヶ谷区天王町、岩間町、神戸町、川辺町、星川、宮田町、鎌谷町、峰岡町、桜ヶ丘等及び西区の一部
旭	18	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人若葉台	デイサービス ひまわり	通所型支援	・会食 ・講話 ・介護予防(散策)等	若葉台および周辺地域
	19	29年10月			生活サポートひまわり	訪問型支援	・生活援助等	若葉台および周辺地域
	20	29年10月			見守りサポートひまわり	見守り支援	・見守り、安否確認	若葉台および周辺地域
	21	29年10月	一般社団法人	一般社団法人おもいやりネットワーク	みんなの生き生きサロン	通所型支援	・会食 ・介護予防(健康麻雀、歌声サロン)等	左近山、市沢町、桐が作、今井町、新桜ヶ丘
	22	30年1月			暮らしの御用聞き	見守り支援	・見守り、安否確認	左近山団地、市沢団地、市沢町南自治会エリア、リストガーデン、桐が作、新桜ヶ丘、今井町の一部
	23	30年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人横浜希望が丘コミュニティカフェ	コミュニティサロン希望カフェ	通所型支援	・会食 ・介護予防(スクエアステップ、ボールウォーキング、ホームカーリング、趣味教室(編み物、パンフラワー、ビーズ、手作り人形、パッチワーク、布ぞうり、つるし雛、歌、健康麻雀、囲碁、将棋等))	旭区希望が丘及びその周辺地域
磯子	24	30年1月	株式会社	株式会社アミーゴ	もりもり広場	通所型支援	・講話 ・介護予防(体操、麻雀)等	磯子区、隣接各区、京浜急行線沿線の地域
金沢	25	29年10月	社会福祉法人	社会福祉法人倅和会	自立支援型通所事業 たけのこ会	通所型支援	・会食 ・介護予防(趣味活動、レクリエーション)等	横浜市金沢区全域
	26	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人さくら茶屋にししば	げんきライフ さくら茶屋にししば	通所型支援	・会食 ・介護予防(折り紙教室、体操、脳トレ、合唱、レクリエーション)等	金沢区西柴、柴町と金沢町の一部
	27	30年1月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人すずらん	お楽しみサロンすずらん	通所型支援	・介護予防(ロコモ体操、手芸、マッサージ、書道、絵画、麻雀、花と野菜づくり)等	金沢区内(六浦地域ケアプラザ・西金沢地域ケアプラザ・その他)
港北	28	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人びーのびーの	地域福祉交流スペースCOCOのほら	通所型支援	・会食 ・講話 ・介護予防(体操、脳トレ、庭づくり)等	港北区篠原町、篠原東、篠原西町、富士塚、岸根町、新横浜
	29	30年1月	特定非営利活動法人	NPO法人街カフェ大倉山ミエル	おでかけミエル	通所型支援	・会食 ・講話 ・介護予防(歌、体操)等	横浜市港北区大倉山2丁目から7丁目 大倉山ケアプラザ対象エリア内
	30	30年1月	任意団体	城郷ふれあいの会	城郷ふれあいの会	訪問型支援	・生活援助等	城郷地区内の住民(小机町、鳥山町、岸根町)
	31	30年4月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人フラットハート	大人の部活動@菊名	通所型支援	・会食 ・介護予防(健康体操、ヨガ、アロマハンドケア)	横浜市港北区篠原北、菊名、綿が丘、大豆戸町、富士塚、篠原町、大倉山、新横浜
	32	30年10月	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合	福茶きらり	通所型支援	・会食 ・介護予防(体操、歌等)	港北区 新羽町、新吉田東、北新横浜、新横浜・他
	33	31年4月	任意団体	居場所づくり濱なかま	とりやまの郷	通所型支援	・介護予防(音楽café、認知症予防、作業療法、体操等) ・カフェ	城郷小机地域ケアプラザの担当地域

事業実施区	No.	補助開始	団体種別	団体名	活動名	区分	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
緑	34	30年4月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 笑顔	笑顔サロン	通所型支援	・介護予防(体操、脳トレ、コグニサイズ、健康歌声サロン、各種セミナー)	横浜市緑区、旭区、青葉区、都筑区
	35	30年4月	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合 緑・青葉食事サービスワーカーズコレクティブなご味	夕食の配達と安否確認	配食支援	・配食サービス ・見守り	緑区全域、青葉区全域
	36	30年10月	一般社団法人	一般社団法人横浜市緑区医師会	いつまでも生き活きて！認知症予防の「脳活サロン」	通所型支援	・介護予防(コグニサイズ、栄養士による栄養相談、身体状況の相談等)	緑区全域
	37	31年4月	一般社団法人	一般社団法人フラットガーデン	レモンの庭	通所型支援	・介護予防(体操、筋力・バランス運動、転倒・骨折予防体操、ニットや竹細工等のものづくり、楽器の演奏、コーラス、絵画、写真、農作業) ・食事(お茶、お菓子)	横浜市緑区周辺
青葉	38	30年4月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 神奈川県転倒予防医学研究会	青葉GOGOクラブ	通所型支援	・会食 ・介護予防(転倒予防運動等)	主に、横浜市青葉区・都筑区・緑区、川崎市宮前区・麻生区 その他希望地域
都筑	39	30年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 I Love つづき	スローカフェ都筑	通所型支援	・会食 ・介護予防(体操、音楽に合わせた運動、指ヨガ、簡単体操、スマホ講座、手しごと等)	都筑区、青葉区、港北区、緑区
戸塚	40	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 いこいの家 夢みん	夢みんゆめサロン	通所型支援	・介護予防(体操、音楽、脳トレ、手しごと、健康麻雀) 等	ドリームハイツ及びその周辺(特に制限はありません)
	41	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 いこいの家 夢みん	夢みん見守り隊・助け隊	見守り支援	・見守り ・生活援助 等	戸塚区俣野町、深谷町、ドリームハイツ及び周辺(徒歩圏内、泉区泉町の一部)
	42	30年1月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 ふらっと健康づくりプログラム	ふらっと健康づくりプログラム	通所型支援	・会食 ・介護予防(体操、折り紙、栄養講座、料理講座、歌、健康麻雀) 等	戸塚区深谷町、俣野町及び周辺
栄	43	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 積み木	ミニデイサロン「ハッピーランチ」	通所型支援	・会食 ・講話 ・介護予防(音楽、筋トレ、脳トレ) 等	横浜市内(地域は限定せず、自力で参加できる方ならどなたでも参加可能)
	44	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 積み木	配食サービス	配食支援	・配食サービス ・見守り	栄区豊田地区・小菅ヶ谷地区・笠間地区の一部
	45	30年1月	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合 栄食事サービスワーカーズコレクティブ「竹の子」	夕食のお届けと見守り	配食支援	・配食サービス ・見守り	栄区全域、港南区の一部(港南台8・9丁目、日根山3・4丁目、日野南5・6・7丁目)
	46	31年4月	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合 栄地域協議会 準備会	カフェ・ハーモニ	通所型支援	・介護予防(健康チェック、転倒予防体操、手仕事、麻雀、将棋、懇談など) ・軽食、昼食など	栄区 犬山町・上之町・野七里・尾月・亀井町・桂台南・桂台東 他
泉	47	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 だんだんの樹	コミュニティだんだん(夢カフェ・脳いきいき教室)	通所型支援	・会食 ・介護予防(筋トレ、脳トレ) 等	泉区、戸塚区、旭区
	48	29年10月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 日本園芸療法研修会	ベルガーデン水曜クラブ	通所型支援	・介護予防(園芸作業) ・軽食、昼食等	基本的には横浜市泉区中心
	49	30年10月	特定非営利活動法人	NPO法人 宮ノマエストロ	エンジョイ エイジング	通所型支援	・会食 ・介護予防(回想法、健康体操、歌、シニアヨガ、脳トレ、健康講和、多世代交流、野菜の植え付け、収穫等)	泉区中田東、中田西、中田南、中田北を中心にした泉区内、及び近隣区
瀬谷	50	30年1月	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 せや	月の会	通所型支援	・会食 ・介護予防(体操、折り紙、歌) 等	南瀬谷地区・宮沢地区・その他応相談
	51	30年4月	任意団体	瀬谷第二地区 配食サービス ひまわり会	瀬谷第二地区配食サービスひまわり会	配食支援	・配食サービス ・見守り	瀬谷第二地区

【問合せ先】 横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課

TEL : 671-3464、FAX : 681-7789、E-mail: kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp

【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigoyobo-kenkoudukuri-ikigai/service-b.html>